

国民健康保険

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4113

8月1日(月)から保険証が変わります(緑色→紫色)

現在の保険証の有効期限は7月31日(日)までです。新しい保険証は7月上旬に簡易書留で郵送します。

国保税の納付書を7月中旬に送付します

確定した令和4年度の課税所得(令和3年中の所得)をもとに算定した国保税年税額の納付書を、7月中旬に世帯主へ送付します。

令和4年度の変更点

①課税限度額(年間最高額)の変更

国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。その課税限度額の上限が引き上げられました。

	現行	改正後
医療分	63万円	65万円
後期高齢者支援分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

②未就学児均等割額軽減の開始

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額の2分の1が軽減されます。今年度は平成28年4月2日以降に生まれた子どもが対象です。

限度額適用認定証の申請手続き

入院や高額な外来診療を受けるときは、事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが世帯の所得に応じた自己負担限度額となります。認定証は申請月の初日から有効です。

国保ねんきん課窓口で申請できます。

■申請に必要なもの・・・健康保険証、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの、直近に納めた国保税の領収書(口座振替・特別徴収以外の人)、来庁者の身分証明書(代理の場合)

限度額適用認定証は更新手続きが必要です

8月1日以降も入院や高額な外来診療を受ける場合は限度額適用認定証の更新手続きが必要です。7月1日(金)から手続きできます。なお、納付書払いの世帯は、7月分を納付後に申請ください(領収書を持参ください)。※即日交付できないことがあります。



後期高齢者医療保険

問合せ 国保ねんきん課後期高齢者医療係 ☎ 33-4490

令和4年度は保険証を2回郵送します

現在の保険証(黄色)の有効期限は7月31日(日)までです。加入するすべての人に新しい保険証(オレンジ色)を簡易書留で郵送しますが、今年度は自己負担割合の変更時期にあわせて以下のとおり2回郵送します。

	郵送時期	有効期限
1回目	7月中	8月1日(月)～9月30日(金)
2回目	9月中	10月1日(土)～令和5年7月31日(月)

※後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」を持っている人で、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して郵送します。

保険料決定通知書を7月中旬に送付します

加入者宛てに後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。新たに後期高齢者医療保険に加入した人は、これまで加入していた保険の種類や時期で納付方法などが変わりますので、必ず通知書で確認してください。



国民年金保険料

問合せ 国保ねんきん課年金係 ☎ 33-4105
八代年金事務所 ☎ 35-6143

保険料免除制度

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、所得に応じて保険料の全額または一部が免除になります。免除を受けるには、申請書の提出が必要です。

・令和4年度の国民年金保険料・・・月額16,590円

(令和4年7月現在)

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額※
全額免除	本人 配偶者 世帯主	0円
4分の3免除		4,150円
半額免除		8,300円
4分の1免除		12,440円
納付猶予	本人・配偶者	0円

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合は、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

対象手続き

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請

詳しくは、日本年金機構のホームページを確認ください。

